

きそほうじん

発行所：(株)木曾法人会 ☎ 0264 (22) 4243
編集：広報委員会

印刷：木曾オールプリント(株) ☎ 0264 (21) 3166

令和5年11月発行

No. **103**
2023 / NOV.



- 目次 ② 着任のごあいさつ 木曾税務署
③ 税務署からのお知らせ

- ④ 青年部・女性部・
支部ボランティア事業
⑤ 「税を考える週間」報告
⑥ 税制改正に関する提言掲載
⑦ 会員企業のご紹介
⑧～⑨ 税金Q & A
⑩ 事務局日誌

最優秀賞



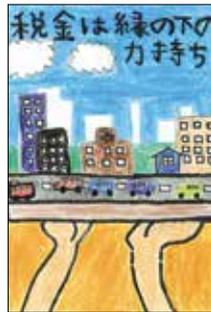
★ ★
南木曾町立
南木曾小学校6年
高橋想乃奏さん

木曾税務署長賞



★ ★
木祖村立
木祖小学校6年
栗屋こころさん

中信県税事務所 木曾事務所長賞



★ ★
木曾町立日義小学校6年
山口知輝さん

木曾郡租税教育 推進協議会長賞



★ ★
木曾町立日義小学校6年
清水玲那さん

木曾郡小学校長会長賞



★ ★
木曾町立日義小学校6年
古畑愛乃さん

木曾法人会会長賞



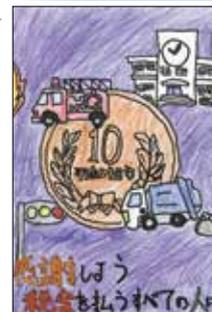
★ ★
南木曾町立南木曾小学校6年
松瀬ゆらさん

木曾法人会女性部長賞



★ ★
南木曾町立南木曾小学校6年
古谷風咲さん

審査員特別賞



★ ★
木曾町立三岳小学校6年
蒔田空大さん

税に関する『絵はがきコンクール』実施される(令和5年9月11日選考会実施・応募者数84点)

— 第7回税に関する絵はがきコンクール 最優秀賞(1点) 木曾税務署長賞(1点)
中信県税事務所木曾事務所長賞(1点) 木曾郡租税教育推進協議会長賞(1点) 木曾郡小学校長会長賞(1点)
木曾法人会会長賞(1点) 木曾法人会女性部長賞(1点) 審査員特別賞(1点) —

応募総数84点、最優秀賞等に15点入選

第7回目となる事業ですが、たくさんの課題があるなかで、各小学校の児童の皆さんにご協力を頂きました。ありがとうございました。

また、木曾税務署さん、中信県税事務所さんには作品展示等でご協力頂きます。よろしく願いいたします。



署長着任のごあいさつ

木曾税務署長 三田村 仁



本年7月の人事異動で木曾税務署長を拝命いたしました三田村と申します。

出身地は東京都東久留米市で、平成元年にこの職場に入り、35年目になります。

前任は茨城県の水戸税務署で、法人税、所得税、資産税と併せて調査する総合調査担当の特別国税調査官を務めておりました。

長野県勤務は初めてで、自然豊かで、中山道の古き宿場が残る歴史ある木曾地域で勤務できる機会を得られたことを大変光栄に感じているところですが、着任早々、税務署前で野猿の集団に遭遇し、びっくりしております。私を含めて13人という小規模署ではございますが、署員一丸となり職務に取り組んで参りますので、前任の木内同様よろしくお願い致します。

大沢会長をはじめ、木曾法人会の役員の皆様方には、日ごろから法人会活動を通じ、税務行政に対しまして、深いご理解と多大なご協力を賜っており厚くお礼申し上げます。

木曾法人会におかれましては、「よき経営者を目指すものの団体」として、税知識の普及や納税意識の高揚を図るための研修会の開催、税の啓発活動に熱心に取り組まれ、申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な運営にとって、欠くことのできない大きな役割を果たしておられます。

また、租税教育活動では租税教室への講師派遣、小学校児童への「下敷」配布、「税に関する絵はがきコンクール」を開催し租税教育にもご尽力いただいております。

小学校から税について関心を高め、その後、中学、高校、大学と成長していく中で、社会や国を支える税の意識や役割を理解することは極めて重要なことであり、税務行政に携わる私どもといたしましては、大変心強く感じております。これらの活動に対しまして、深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

さて、本年10月1日から消費税の適格請求書保存方式いわゆるインボイス制度が開始され

ました。法人会の皆様には、「消費税インボイス制度周知・広報推進宣言」を掲げられ、周知・広報にご協力いただいております、厚くお礼申し上げます。

制度の定着に向けて、これからも周知・広報に取り組むとともに施行後においても登録するか否かを検討している事業者に対する寄り添った対応を継続していきますので、法人会の皆様のご支援をお願い申し上げます。

また、国税庁では、デジタルを活用した組織運営等の抜本的な見直しを進めており、本年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション ―税務行政の将来像2023―」を公表しています。

納税者の皆様の利便性の向上を図るため、納税者目線から各種申告や届出・申請等の手続の見直しを行い、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という将来像に向け、e-Tax及びキャッシュレス納付の更なる推進、年末調整手続の電子化など、各種施策の推進に向けて取り組んでまいりますので、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに当たりまして、木曾法人会の益々のご発展、会員の皆様のご健勝と会員企業の益々のご繁栄を心よりご祈念申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。



令和5年9月4日
理事会での三田村署長(株)つたや本店)

木曾税務署からのお知らせ

～ 登録をお済みでない事業者の皆様へ ～

インボイス制度説明会

事前予約制

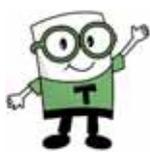


登録要否相談会のご案内

消費税の基本的な仕組みやインボイス制度について理解を深めていただくため、インボイス制度説明会を開催していますので、是非ご参加ください。

登録するかお悩みの方には、登録要否相談会へのご参加もお勧めしています。

【 主 な 内 容 】



- ▷ インボイス制度説明会 : 消費税の基本的な仕組み、インボイス制度の概要
インボイス制度に関する税制改正事項
- ▷ 登録要否相談会 : 登録の考え方や必要な情報等の案内

(インボイス制度説明会)

【 開 催 日 程 】

開 催 日 時	開 催 場 所	定 員	お 問 合 せ 先
令和5年11月20日(月) 9時～10時	木曾税務署 2階会議室 (木曾町福島5637-1)	【事前予約制】 20名 (申込期限: 11月16日)	木曾税務署 調査部門 Tel.0264-22-3254 (ダイヤルイン)
令和5年12月5日(火) 9時～10時		【事前予約制】 20名 (申込期限: 12月1日)	

(登録要否相談会)

開 催 日	開 催 時 間	開 催 場 所	お 問 合 せ 先
令和5年10月23日(月)	11時～12時	木曾税務署 2階会議室 (木曾町福島5637-1)	木曾税務署 調査部門 Tel.0264-22-3254 (ダイヤルイン)
令和5年11月20日(月)	13時～17時		
令和5年12月5日(火)	【事前予約制】 60分/組 (申込期限: 開催日の3日前)		

インボイス制度に関する一般のご相談は、インボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】 0120 - 205 - 553 (無料)
【受付時間】 9:00～17:00 (土日祝除く)

インボイス制度に関する情報は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



木曾税務署

(令和5年5月)

青年部合同例会 青年部

9月29日、長野県法人会連合会青年部合同例会へ参加するため、秋晴れの中山道を江戸方面へ北上。鳥居峠、塩尻峠、和田峠、笠取峠と、中山道屈指の難所を越え、黄金色の稲穂が一面に広がる佐久市を訪れました。

県下の青年部員80名ほどが一堂に会し、佐久市出身の小林アナさん、前島正彦さんによるトークショー、伊那市出身の湯澤かよ子さんによるミニライブ、地元女性の皆さんによるベリーダンスの披露と、盛り沢山の内容でした。

令和7年度にはこの合同例会が木曾を会場に予定されています。木曾の魅力を県下青年部員の皆様に伝えられるよう準備を進めたいと思います。
(上越青年部長 記)



木祖村支部 ボランティア活動

木祖村支部会員は、ボランティア活動として特別養護老人ホーム『サニーヒルきそ』の除草作業を実施しました。

9月とはいえ、まだまだ日中は暑かったですが、仕事の合間を縫って、12名の参加をいただき除草作業を行いました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、活動ができておりませんでした。ようやく活動ができるようになりました。皆様のお役にたてることをうれしく思います。



女性部合同例会 女性部

10月13日に、女性部合同例会が飯田市で開催されました。木曾は、役員5名と事務局で参加しました。

講演会では、飯田市美術博物館学芸員近藤大知氏から『南信州に伝わる祭礼・芸能』と題してお話をお聞きしました。古くから伝わる祭礼について、写真と動画を見ながら解説していただきました。県内で有名な祭礼はテレビでは目にすることがあるけれど、他にも各地域で伝統的な祭礼が行われていることを知りました。また機会があったら見に行ってみようと思いました。合同例会翌日、新聞記事に清内路での仕掛け煙火が行われたという記事を見ました。来年こそは、仕掛け煙火を見てみたいと思いました。

その後の懇親会では、単位会ごとのテーブルで、バンド演奏を聴きながら会食をして過ごしました。会食の途中では、恒例の単位会ごとのPRも行いました。

法人会オリジナルキャラクターの『けんた』のクッキーもお土産に頂き、ありがとうございました。

飯田法人会の女性部員・事務局の方々、心のこもった準備など、ありがとうございました。
(事務局 記)



大桑村支部 ボランティア活動

7月23日(日)、大桑村支部会員はボランティア活動として大桑村社会福祉協議会周辺の草刈りを実施しました。

日中は暑く、熱中症の心配もあることから、日曜日と休みの日にはあるけれど、朝の早い時間に集まり、草刈りを行いました。

限られた時間に終わらない箇所もありましたが、決められた範囲まではきれいにしました。社会福祉協議会を利用される方々が気持ちよく散歩できるようになりました。



(一社) 長野県法人会連合会では、令和5年11月5日(日)に
「税を考える週間」を前に、
信濃毎日新聞に広告を掲載しました。

税に強い経営者が次世代を支える!

法人会は「令和5年度税制改正に関する提言」を決議しました。

主な提言事項

- 1 中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。そうした中で求められるのは、中小企業の活性化に資する税制措置の確立である。
- 2 我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な構造問題を抱えている。財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳入・歳出の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

税を考える週間 11月11日(金)～17日(木)

一般社団法人
長野県法人会連合会 詳しくはWEBへ 法人会

長野市七瀬中野278(会議所ビル3F) TEL:026(227-0031 FAX:026(225-1130

法人会とは? 1.企業と社会の発展を目指して国に税の擔當 2.税の知識を経営の力に! 3.経営者の仲間ができる! 詳しくはWEBへ 法人会

また、11月11日～17日にかけて、SBCラジオでのCMも流します。
11月9日(木)には、県連広報委員会 百瀬衛貴男委員長がラジオ番組に出演され、税を考える週間ということで税についての話をされます。

【ラジオスポットCM メッセージ】

- A 11月11日から17日までは「税を考える週間」です。
法人会は、税の団体として会社経営に必要な税知識と会計情報を提供します。
あなたも会社も法人会に加入、みんなと一緒に交流してみませんか。(10秒)
- B 社員：社長、おかげさまで昨日のゴルフでとうとう100を切りました。
社長：それはよかった。ゴルフ場利用税のことも言ったのか？
社員：はい。ゴルフ場によって税額が違うことも皆に教えてあげました。
すべて社長のご指導のたまものです。一体どこで学んだんですか？
社長：法人会さ。 〆 長野県法人会連合会 (20秒)
- C a インボイスが始まって、今度は電子帳簿保存法の対応に忙しいぞ
b 今度法人会に入って一緒に勉強してみよう
a 法人会ってそんなこともやっているのかい？
b そりゃもちろん、税の団体だからね 〆 長野県法人会連合会 (20秒)

意見広告

法人会 からの提言

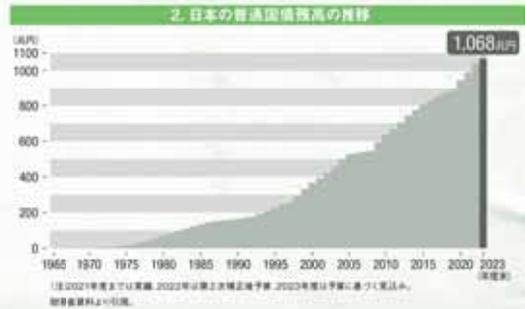
少子高齢化 × 国債残高 1000兆円超

私たちは財政健全化を求めます!

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される「経営者の団体」公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）は、9月19日開催の理事会において「令和6年度税制改正に関する提言」を決議しました。地域経済や雇用の担い手である中小企業にはコロナ禍で体力が衰えていると苦しんでいるところも少なくありません。事業承継や消費税のインボイス制度などへの対応も含め、税負担のきめ細かい支援が必要で、また、日本の国債残高は1,000兆円を超えています。コロナ対策財源として発行された約100兆円の国債をどう返済するかは重要な課題です。さらに少子化対策や防衛力の抜本強化が打ち出されていますが、その財源論は置き去りになっています。我が国は先進国最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な社会構造問題を抱えています。負担をあやふやにし、歳出だけを先行実施するような財政運営では国の未来は開けないと考えます。



公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三
伊藤忠商事(株)名誉理事



令和6年度税制改正に関する提言(概要)

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- 財政健全化は国家課題であり、格別の歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収に頼ることなく、また歳出については領域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行する。
- まずは2025年度の基礎的財政収支(プライマリーバランス=PB)黒字化目標を確実に達成しなければならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、190兆円(令和5年度 約134兆円)に達する見込みであり、目的は、国境の世代すべてが健康高齢者となり、互換と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」もある。持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立という国家課題はこうした前提の下で問われている。これを解決するには「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改善するしか方法はない。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。
- 少子化対策の財源として社会保障料の上乗せ等が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を押し、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。

3. 行政改革の徹底

- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・国会が「まず踏切り始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- 中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえる。
- (1) 中小企業に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の税算入の特例措置」の拡充、本則化。等

2. 事業承継税制の拡充

- 中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の機軸が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。
- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した格別の事業承継税制の創設。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の延長・充実。
- (3) 取引価格のない株式の評価の見直し。

3. 消費税問題

- 政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、世帯所得対策の効果等を検証し、問題があれば制度の見直しを含めて見直しが必要である。
- (1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するよう環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。等

法人会とは

私たちが法人会は、中小企業を中心として全国約75万社の会員企業を擁する団体です。41都道府県に440の専任法人会が組織され、総連合は70年におよび、国の機関ともいえる「我」の分野を中心とした活動が全国的に展開し、専任体制での提供・実施に努めています。近年は、我が国の経済を牽引し、地域の活性化・発展に貢献し、社会福祉の向上・発展に努めています。また、法人会連合会を中心に、社会保障給付抑制と安定した国の歳入確保に資する「財政健全化のための基礎的財政収支(プライマリーバランス)」を確保し、「健康増進」を軸とした企業の成長力「PMV」を高めるための取組、さらなる事業承継の促進に向けたアクションに取り組んでいます。●事業承継はPMV(個人経営者継承協会)の登録制度です。

経営者の企業は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



公益財団法人
全国法人会総連合

上松町支部 のむら木材株式会社

長野県木曾郡上松町正島 1-18-1
TEL 0264-52-2417
FAX 0264-52-3530

森林浴発祥の地、上松町で製材業を営み、今年で創業50年を迎えました。

「きそひのき」の他、木曾五木を取り扱い、一般住宅、寺社仏閣、木工品などにご利用いただいております。

きそひのきは厳しい寒さに耐え育ち、成長が遅く緻密な年輪になります。強度に優れ、色・艶・香など最高品質の木材です。「ひのき一本首一つ」の時代から受け継がれた材木を一本一本大切に取り扱い、お客様の元へお届けいたします。



会員企業のご紹介

大桑村支部 有限会社 岐蘇シャッター

代表取締役 下起 学

長野県木曾郡大桑村大字野尻 3081-117
TEL 0264-55-3449
E-mail win-reming@if-n.ne.jp

* 郡内で唯一のシャッター工事店
* アルミサッシ・エクステリア (手摺・テラス・ベランダ・物置・車庫・ガラスなど)
住宅建設に必要な全てを販売・施工いたします。

いずれの工事も、見積から施工まで、一貫施工。修理も承ります。

昭和58年に立ち上げ、現在までの経験をいかし、どんな工事も承ってきました。
現在、弟と息子 (後継者・修行中) 3人で運営しております。

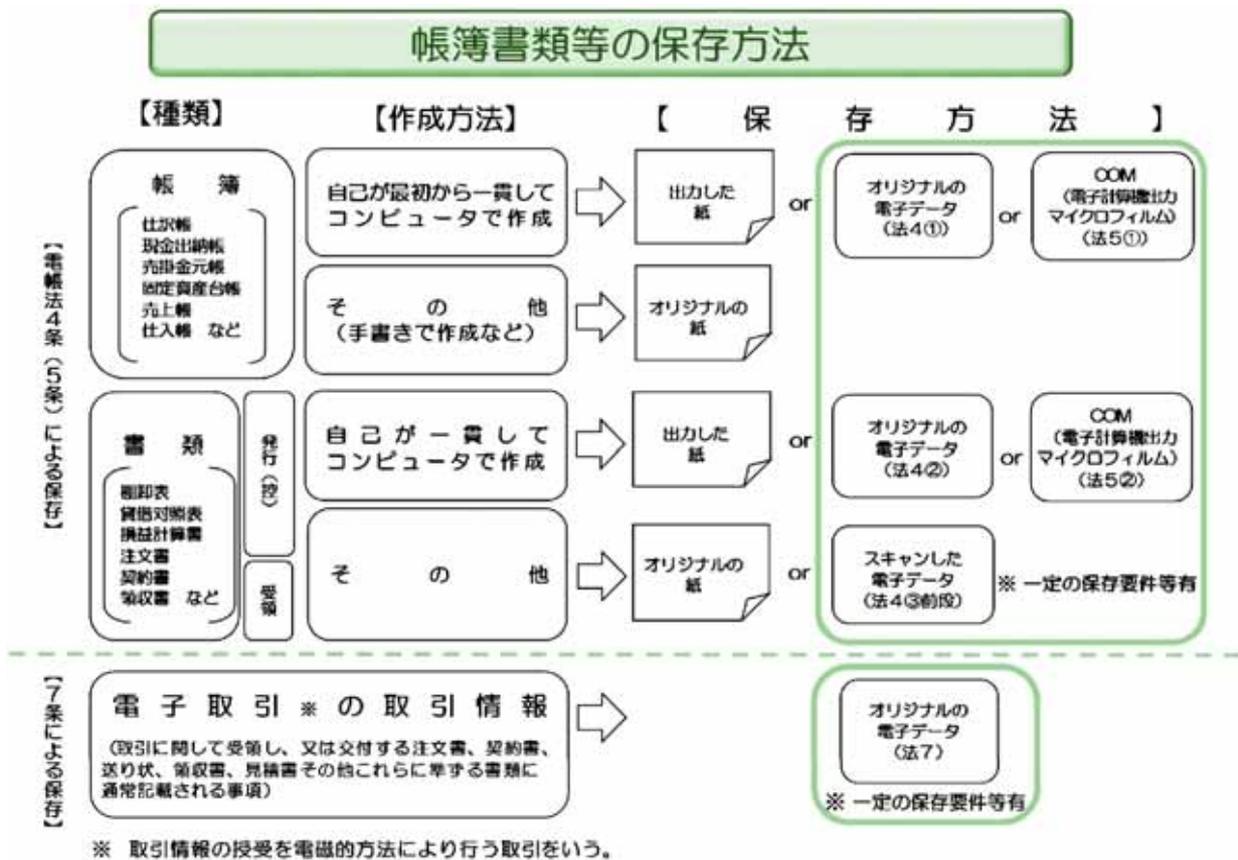


税金 Q & A コーナー

今回の「税金 Q & A コーナー」第42弾は、令和 6 年 1 月 1 日以後取扱いが改正される電子帳簿等保存制度について、基本的な事項について説明します。

Q1 「電子帳簿等保存制度」とは、どのような制度ですか。

A1 電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、3つの制度に区分されています。



①電子帳簿等保存【希望者のみ】

ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。

②スキャナ保存【希望者のみ】

決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

③電子取引データ保存【法人事業者は対応が必要です】

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

Q 2 電子取引データはどのようなものが保存の対象になりますか。

A 2 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など）に相当するデータを保存する必要があります。

あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならない訳ではありません。

受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要があります。

Q 3 電子取引データはどのように保存したらよいですか。

A 3 保存義務者は、電子取引を行った場合には、一定の要件の下で、その電子取引の取引情報に係る電子データを保存しなければならないこととされています。

①改ざん防止のための措置をとる必要があります。

「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」といったシステム費用等をかけずに導入できる方法もあります。改ざん防止のための事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載しています。

※上記のほか、「タイムスタンプを付与」「訂正・削除の履歴が残るシステム等での授受・保存」といった方法もあります。

②「日付・金額・取引先」で検索できる必要があります。

専用のシステムを導入していなくても、以下のいずれかの方法で対応することができます。

(1)表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

(2)規則的なファイル名を付す方法

※基準期間の課税売上が「5,000万円以下」の事業者については検索機能が不要とされています。

③ディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要があります。

※税務調査の際に職員から電子取引データのダウンロードの求めがあった場合には、その電子取引データについて提出してください。

電子帳簿保存法については、[国税庁ホームページ \(WWW.nta.go.jp\)](http://www.nta.go.jp) をご覧ください。

「電子帳簿保存制度特設サイト」
はこちら



改ざん防止のための
事務処理規定や
索引簿のサンプルはこちら



事務局日誌

7月

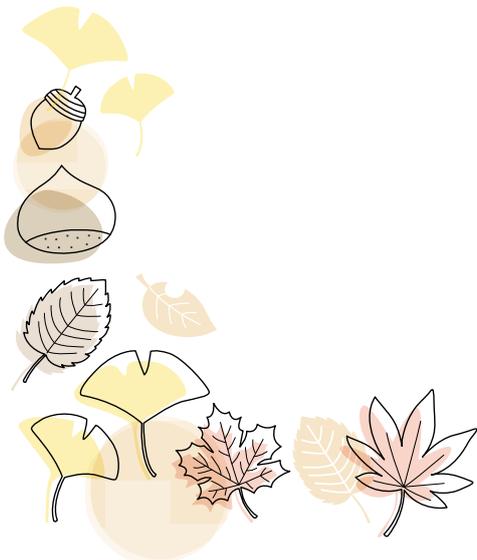
12日 青年部新旧顔合わせ会
(株つたや本店)



青年部新旧顔合わせ会
(令和5年7月12日・株つたや本店)

8月

7日 県連厚生委員会全体会議 [中南信]
(松本市)
22日 局連令和5年度関信越法人会連絡協議会通常役員総会 (さいたま市)
28日 県連青年部連絡協議会 (伊那市)
31日 税務関係団体連絡協議会 (合同庁舎)
租税教育担当者研修会 (合同庁舎)



9月

1日 県連組織委員会 (松本市)
4日 研修委員会
(木曾町文化交流センター)
第2回理事会 (株つたや本店)
11日 女性部税に関する絵はがきコンクール選考会
県連事務局長会議 (リモート参加)
14日 組織委員会 (建設会館)
21日 法人税・消費税決算説明会
(木曾町文化交流センター)
29日 青年部合同例会 [佐久法人会]
(佐久市)



第2回理事会
(令和5年9月4日・株つたや本店)



税に関する絵はがきコンクール選考会
(令和5年9月11日)

10月

13日 女性部合同例会 [飯田法人会]
(飯田市)